

「成田空港の更なる機能強化」に伴う環境対策事業

住宅の所在地や建築年月日等により、対象となる事業が異なります。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの事業ともはじめの申込は、企画空港課空港班で受付します。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。企画空港課空港班にお問い合わせください。

Ⅰ. 「騒防法第1種区域」(裏面)にお住まいの方

成田国際空港(株)が助成を行う住宅防音工事が対象となります。

※申請期限なし

◇助成対象となる住宅

- ①裏面    に、令和2年4月1日時点で所在する住宅
- ②裏面  に平成23年4月2日以降に建てられ、令和2年4月1日時点で所在する住宅

※旧準谷間地域で町の防音工事助成を受けた住宅も対象となります。

※裏面  にお住まいの方や、店舗(事務所)兼居宅などの併用住宅にお住まいの方はお問い合わせください。

※一部対象とならない住宅などがございます。

◇助成内容

- ・開口部(窓ガラス・サッシ・ドア等)を防音性能のあるものに交換 ※裏面  は工事内容が異なります。
- ・空調機器(冷暖房機・換気扇)の設置(上記②の住宅に該当する場合、一部自己負担があります)

※旧準谷間地域で町の防音工事助成を受けた住宅は、定められた防音の設計基準を満たさない部分が対象となります。

◇その他対象となる防音工事【(公財)成田空港周辺地域共生財団が助成】

- ・住宅の壁・天井に減音材を施工する拡充工事(騒防法第1種区域内全域対象 裏面   )
- ・居住者の寝室に内窓等を設置する内窓設置工事(騒特法防止地区・防止特別地区・谷間地域が対象 裏面     )

※旧準谷間地域で町の防音工事助成を受けた住宅は、成田国際空港(株)が助成する防音工事(補完工事)を実施した上で、当該工事(拡充工事、内窓設置工事)を行うこととなります。

※集合住宅・貸家は除く。

◇旧準谷間地域における空調機器の更新

- ・令和2年4月1日より、旧準谷間地域が騒防法第1種区域へ変更になったことから、町の防音工事で設置した空調機器を更新する場合、成田国際空港(株)が助成する防音工事(補完工事)を実施した上で行うこととなっておりますが、令和3年4月1日より10年間限定の特例で、補完工事を実施する前に機器ごとに1回のみ空調機器を更新することが可能となります。(一部自己負担があります)

◇対象地区(大字)

谷台、木戸台、中台、遠山、小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、坂田池、取立、姥山、長倉、牛熊、横芝、古川、両国新田、栗山、宝米、市野原、傍示戸、富下、虫生、新井の一部、芝崎の一部、宮川の一部(栗山川の西側)

Ⅱ. 「隣接区域」(裏面)にお住まいの方

(公財)成田空港周辺地域共生財団が助成を行う住宅防音工事が対象となります。

※申請期限なし

◇助成対象となる住宅

- ・裏面  に、令和2年4月1日時点で所在する住宅 ※集合住宅・貸家は負担額が異なります。

◇助成内容

- ・本体工事(住宅の外部開口部)
5ミリ厚ガラスへの交換
木製建具のアルミサッシ化
- ・空調工事
空調機器(冷暖房機・換気扇)の設置(一部自己負担があります)

◇対象地区(大字)

鳥喰全域、北清水の一部、新井の一部、二又の一部、芝崎の一部、宮川の一部、栗山の一部(栗山川の東側)

Ⅲ. 上記Ⅰ・Ⅱ対象外の方

町が助成するエアコン設置補助事業の対象となります。

◇補助対象となる住宅

- ・上記Ⅰ・Ⅱ以外の地区(裏面 )に所在し、現に居住している自己または親族所有の住宅
- ・上記Ⅰ・Ⅱ内(裏面     )で令和2年4月2日以降に建築された、現に居住している自己または親族所有の住宅

※集合住宅・貸家、成田国際空港(株)や(公財)成田空港周辺地域共生財団の防音工事助成対象住宅は除く。

◇補助対象者

- ・町内在住で住民基本台帳に記載されている方
- ・世帯員全員が町税を完納している方

◇補助内容・補助金額

- ・エアコン購入及び設置費用の一部補助(エアコン1台あたり エアコン購入及び設置費用×90% 限度額8万円)

◇設置台数

- ・1世帯1台 ※ただし、1世帯の人数が4名以上の場合は2台まで
- ※複数世帯であっても、同一の住宅に居住している場合は、1世帯とみなします。

※購入先の指定はありません。ただし、領収証及び保証書等の証拠書類が揃わない場合は補助の対象となりません。

※事前申し込みをした年度内に必ず事業を完了してください。

※補助を受けるときは、必ずエアコン購入前に事前申込をしてください。

※事前申込必須
※各世帯1回限り

令和2年度・令和3年度及び令和4年度に、補助を受けていない世帯が対象です。

